

要 項

令和 6 (2024) 年度 第 4 回 みよし市教育振興基本計画推進委員会

日時：令和 7 (2025) 年 2 月 2 6 日 (水)

午後 2 時～午後 4 時 3 0 分

場所：みよし市役所 6 階 6 0 1 ・ 6 0 2 会議室

1 あいさつ

2 委員紹介

3 「20の作戦 PlusOne」の進捗状況と令和 8 (2026) 年度策定の見通し 資料 1

4 10年間の体系別全施策の変遷と分析について 資料 2・3

5 令和 8 (2026) 年度新計画の「基本理念」「目指す人間像」「3本の柱」について 資料 4

6 協議事項

(1) 新プランの重点として位置付けるべき施策について 資料 3・5

※Aグループ、Bグループ、Cグループに分かれて協議 (P. 2を参照)

7 その他

○ 令和 7 (2025) 年度みよし市教育振興基本計画推進委員会について

第 1 回 令和 7 (2024) 年 6 月 6 日 (金) (予定)

第 2 回 令和 7 (2024) 年 7 月 2 9 日 (火) (予定)

第 3 回 令和 7 (2024) 年 1 2 月 1 0 日 (水) (予定)

第 4 回 令和 8 (2025) 年 2 月 1 7 日 (火) (予定)

1 あいさつ

みよし市教育委員会教育長 増 岡 潤一郎

2 委員紹介

みよし市教育振興基本計画推進委員

	名 前	所 属 等	グループ
1	大 村 恵	愛知教育大学教授	A
2	渡 辺 桜	名古屋学芸大学教授	欠
3	大 地 由美子	みよし市社会教育委員会代表	C
4	鈴 木 政 之	愛知県立三好高等学校長	欠
5	都 築 克 章	みよし市立三好丘中学校長	B
6	丹 羽 浩 介	みよし市立三好丘小学校長	B
7	黒 田 和 秀	みよし市立北中学校教頭	B
8	林 晴 子	みよし市立すみれ保育園長	A
9	山 田 竜 治	みよし市立三好丘小学校PTA会長	B
10	岡 田 文 子	幼稚園父母の会代表	A
11	山 岡 直 子	保育園父母の会会長	A
12	富 樫 佐智子	みよし市文化協会会長	C
13	鈴 木 睦 子	みよし市文化財保護委員	C
14	鈴 木 康 之	スポーツ推進委員	C
15	平 山 啓 子	みよし市図書館協議会代表	C
16	清 水 素 子	みよし市教育委員会教育委員	B

※ 協議グループは、協議事項の割振です。詳細はP 3を御覧ください。

3 20の作戦「PlusOne」の進捗状況と令和8(2026)年度策定の見通し

資料1

4 10年間の体系別全施策の変遷と分析について 資料2・3

5 令和8(2026)年度新計画の「基本理念」「目指す人間像」「3本の柱」について 資料4

6 協議事項

(1) 新プランの重点として位置付けるべき施策について 資料3・5

Aグループ、Bグループ、Cグループに分かれて協議

7 その他

- 令和7(2025)年度みよし市教育振興基本計画推進委員会について
 - 第1回 令和7(2024)年6月6日(金)(予定)
 - 第2回 令和7(2024)年7月29日(火)(予定)
 - 第3回 令和7(2024)年12月10日(水)(予定)
 - 第4回 令和8(2025)年2月17日(火)(予定)

みよし市教育振興基本計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の協議、意見交換等を行うものとする。

- (1) みよし市教育振興基本計画の推進に関すること。
- (2) みよし市教育振興基本計画の評価に関すること。
- (3) みよし市教育振興基本計画の見直しに関すること。
- (4) その他みよし市教育振興基本計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、各分野別の調査研究、計画策定及び見直しに必要な資料収集のため、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、各分野別の課長職以下の職員で構成する。

- 3 作業部会に部会長を置き、部会長に学校教育課長をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育振興基本計画担当課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。
(みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱 (平成15年4月1日)
 - (2) みよし市教育基本計画策定委員会設置要綱 (平成26年2月14日)
 - (3) みよし市教育基本計画調整会議設置要綱 (平成26年4月1日)
 - (4) みよし市教育基本計画に係る作業部会設置要綱 (平成26年4月1日)

附 則 (令和2年4月28日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。